

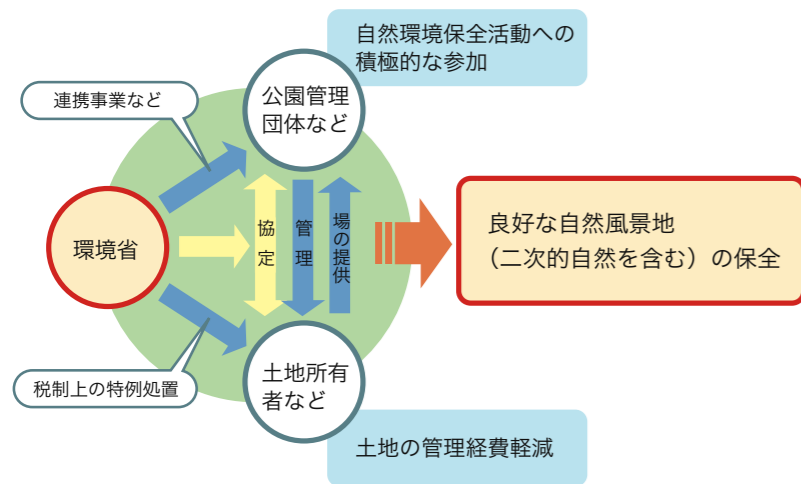
# 地域との協働

国立公園においては、これまで主に規制的手法により開発の抑制などが行われてきたが、自然再生や里地里山の保全、シカ食害対策などを始めとして、能動的な管理が必要になってきている。環境省ではそれらの課題に対応するための地域の多様な主体との協働による管理運営体制の構築に努めている。

## 風景地の保護管理

### ● 公園管理団体

民間団体や市民の積極的な参加により地域に密着した公園管理を推進するため創設された制度。環境大臣又は都道府県知事に指定されたNPO法人等の民間団体が公園内の登山道等施設の補修、風景地保護協定に基づく自然風景地の保護管理、公園利用者への情報提供などを行う。



### ● 風景地保護協定

自然公園内の里山や二次草原などの良好な自然の風景地保護を図るため、土地所有者と公園管理団体等との間で協定を締結し、公園管理団体等が、草原の火入れなどの管理を行う制度である。



第1号の風景地保護協定は阿蘇の草原管理（阿蘇くじゅう国立公園）

## 地域との協働による管理

### ● グリーンワーカー事業

地域の自然環境に詳しい地域住民等を雇用して、国立公園内の美化清掃、登山道補修、外来生物除去等国立公園の管理の質の向上を図るために平成13年度より開始された事業。

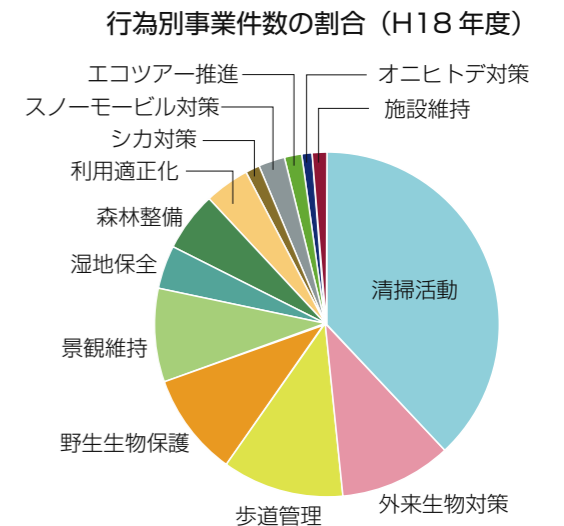
活動内容は、外来生物対策、歩道管理、野生生物保護、景観維持、森林整備等、幅広い事業を実施。平成18年度の事業費は約3億円で合計185件の事業を実施した。



スノーモービル乗り入れ禁止区域での指導



山頂での埋設ゴミの回収



### ● 管理方針検討調査

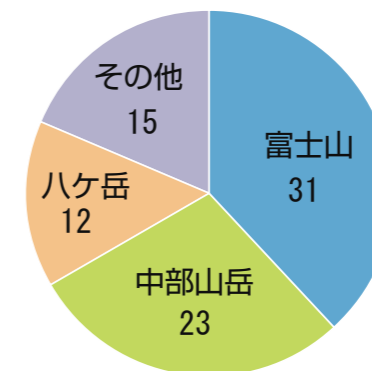
国立公園内の個別の課題に対し、専門家、地元関係者の参画した検討会で対応を検討。（例：・仲間川マングローブ林被害防止対策 ・阿寒湖のマリモ・水環境の保管理 ・戦場ヶ原シカ柵設置の管理方針検討 等）

### ● 山岳トイレ等整備補助事業

山岳地域等の条件不利地において山小屋等のトイレを環境保全型トイレに再整備する場合にその経費の半部を補助する制度。

自然公園内での山小屋は約400件あり、平成18年度までに約80箇所を整備済。

### 山岳トイレの整備箇所数



不適切なし尿処理の例（上）とバイオトイレ（下）

## 失われた自然の再生

### ● 自然再生事業

過去に損なわれた自然環境の再生を行うため、自然再生事業を実施。実施にあたっては、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を立ち上げて、環境調査を進めながら、関係者との協働による自然再生を推進。

